

論 説

米軍政下の大東諸島における 「自治」制度の施行と展開

—天然資源と政治行政—

黒 柳 保 則

目次

はじめに

1. 「会社支配の島々」としての大東諸島
 2. 米軍政下における大東諸島への調査団の派遣と「自治」制度の施行
 3. 大東諸島における「自治」の展開
 4. 大東諸島の資源と政治行政
 5. 燐鉱と大東諸島の政治行政
- おわりに

はじめに

近代日本における地方制度のなかで、当初は「例外」の扱い（「特別制」の施行）がなされながらも、後に「普通」の扱い（全国共通の制度である「普通制」の適用）に転じた地域がある。島嶼地域という特徴を有する小笠原諸島、伊豆諸島、隠岐、対馬、奄美諸島、そして沖縄は、その代表例であろう。¹⁾

1879年に県が設置された沖縄には、1909年に府県制が施行され、間接公選ながら初めて県会が設置されたが、「沖縄県ニ関スル府県制特例」（明治42年勅令第20号）²⁾によって「特例」がつけられており、「特別県制」

1) 詳しくは、高江洲昌哉『近代日本の地方統治と「島嶼」』ゆまに書房、2009年、を参照のこと。

2) 以下、勅令は内閣官報局編『法令全書』原書房、1974年～、の各巻による。

と呼ばれた。

その後、1920年、沖縄県当局・県会の運動が功を奏して、「沖縄県ニ関スル府県制特例改正」(大正9年勅令第28号)の施行によって、府県制の「特例」撤廃、即ち県会議員の直接公選と県参事会の設置が実現している。

また、1896年、沖縄県区制(明治29年勅令第19号)と沖縄県郡編成(明治29年勅令第13号)が施行され、首里・那覇の2区と島尻・中頭・国頭・宮古・八重山の5郡が設定された。

島尻・中頭・国頭の各郡には郡役所・官選の郡長が、宮古・八重山の各郡には島庁・官選の島司が設置されている。首里・那覇の2区には区役所・直接公選の区会が設定されたが、首里区長は中頭郡長が、那覇区長は島尻郡長がそれぞれ兼任した。1908年には両区長の郡長兼任を改めて、専任の区長を設置している。

1921年には市制が施行され、首里・那覇の2区は市となり、1926年の郡制廃止³⁾によって郡役所・郡長はなくなり、島庁・島司は支庁・支庁長となった。

さらに、1908年、「沖縄県及島嶼町村制」(明治40年勅令第46号)が施行された。これは、「特別町村制」で、従来の間切・島は町村に、村は字に改められ、間切役場・島役場は町村役場に、間切長・島長は官選の町村長に、村頭は官選の区長に改められている。町村には直接公選の議会が置かれた。

その後、1920年、「大正七年勅令第三百三十五号長崎県対馬国等ニ於ケル町村制度ニ関スル件中改正」(大正9年勅令第45号)によって「町村制」が施行されて⁴⁾「普通」制となり、町村長は間接公選となっている。

この場合の「特別」というのは、「官治」の要素が「普通」よりも強いことを表現するものであった。そうした制度が採られた背景には、『「民度が低い」とする差別的沖縄観」と、「地方制度をになう富裕地主・有産者

3) これは「制度としての郡」の廃止であって、郡という名称は残った。

4) 対馬や隠岐に町村制を施行する趣旨の「明治三十七年勅令第六十三号島根県隠岐国ニ於ケル町村制度ニ関スル件改正ノ件」(大正7年勅令第335号)を受けて、その適用範囲に「沖縄県ノ町村」を加える形を取っている。

層の未成熟」という事情が指摘されている。⁵⁾

本稿で取り上げる大東諸島、即ち南大東島・北大東島・沖大東島（ラサ島）は、沖縄島の東方海上に存在する「離島の中の離島」である。そのうち最も人口の多い南大東島は、沖縄島から約360km離れたところ位置する。炭鉱の島としての西表島や伝統的な硫黄採取の島から無人の島へ変転した硫黄島とともに、入植・開拓の島として「沖縄近現代史にあって、全く異色の様相を呈した地域」であるとされる。⁶⁾

大東諸島が沖縄県へ編入されたのは1885年、那覇役所の所管となったのは1891年、さらに島尻郡に属したのは1896年であったが、戦前において町村は未設置であった。⁷⁾「特別」であれ「普通」であれ、町村制は施行されていなかったのである。よって、町村は無く、町村役場も町村長も町村会も無かった。

沖縄県には「特別」なり「普通」なりの町村制が施行されていても、大東諸島には施行されていないという、何とも変則的な状態だったのである。このような町村制未施行地域は、日本でも稀だった。⁸⁾

大東諸島には、沖縄県によって、1916年から1944年まで、県属（島尻郡書記）が1名派遣されただけである。その事務所を沖縄県属派出所、地元では郡役所と言っていた。主に国税や県税といった徴税事務にあたっている。1927年に衆議院議員の選挙権が与えられた他には、ついに県会議員の選挙権もなかった。⁹⁾

何故このような状態だったのか。沖縄県は、1913年、「大東島」（南大

5) 金城正篤他『沖縄県の百年』山川出版社、2005年、103頁。

6) 高良倉吉「大東島の視点－知られざる近代史から－」（琉球新報社編『新琉球史 近代・現代編』琉球新報社、1992年所収）同書379頁。

7) 江崎龍雄編『大東島誌』1/2、1929年（ハワイ大学ハミルトン図書館所蔵サカマキコレクション宝玲文庫）11頁。

8) 他には、「大正十年勅令第百九十号町村制ヲ施行セザル島嶼指定ノ件改正ノ件」（昭和18年勅令第446号）にある「東京府管下 伊豆七島中小島及鳥島並小笠原島中北硫黄島、南硫黄島、南鳥島、中ノ鳥島及沖ノ鳥島」「北海道管下 占守郡、新知郡及得撫郡内の島嶼」を挙げることができる。この指定地域のなかに大東諸島は入っていないが、その理由は不明である。

9) 南大東村誌編集委員会編『南大東村誌（改訂）』南大東村役場、1990年、286-287、486頁。江崎編・前掲注7『大東島誌』1/2、243頁。

東島・北大東島・沖大東島の総称)に2名の県属を派遣して調査をさせている。その結果、同年7月に「大東島」に行政機関を設置するよう内務省へ上申した。同省地方局長を通じての回答は、「大東島は島尻郡長の管轄に属し、部長(郡長?)は地方官制の規定により大東島の行政事務を処理できるので別段町村長を置く必要はない」であった。¹⁰⁾ 管見の限りでは、史料のうえで確認できる町村制未施行の理由はこれだけである。

これでは、郡があれば町村、ひいては町村制は不要である、ということになってしまう。実は、その回答の背景には、大東諸島が、この地で糖業や燐鉱業を経営する複数の「会社支配の島々」であるという、社会経済構造や土地所有方式に関わる特徴があった。

「会社支配の島々」である大東諸島には、米軍政下におかれた1946年6月になってようやく、沖縄民政府によって南大東村(南大東島)と北大東村(北大東島・沖大東島)が置かれ、「自治」制度の施行に至った。同民政府の管轄下に置かれたのである。また同年の7月には、沖縄民政府の大東支庁が置かれて、1948年3月まで続いている。当時の人口はおよそ2300人であった。

本稿においては、①なぜ米軍政下において大東諸島に「自治」制度が施行されたのか、②それはどのような内容のもので背景には何があったのか、そして③米軍政下の「琉球弧」における政治行政史上、どのように位置づけることができるのか、また④「自治」の基盤となる社会経済構造や土地所有方式は如何に変容したのか、という点について考察する。

先行業績としては、1960年代半ばから1990年代初めにかけて発行された南・北大東村の自治体史¹¹⁾の他、主として地理学の分野において社会経済構造や土地所有方式の変化についてもなされている。

後者、とりわけ平岡昭利氏の業績は、質量ともに抜きん出ていると言えよう。それは、「大東諸島の開拓とプランテーション経営—その歴史的展

10) 南大東村誌編集委員会編・同上書 486頁。

11) 比嘉寿助編『村制二十周年記念 南大東村誌』南大東村役所、1966年。南大東村誌編集委員会編・同上書。北大東村誌編集委員会編『北大東村誌』北大東村役場、1986年。

開を中心にして－』『人文地理』第29巻3号、人文地理学会、1977年を嚆矢とし、後に他の研究と併せて『アホウドリと「帝国」日本の拡大－南洋の島々への進出から侵略へ－』明石書店、2012年、あるいは『アホウドリを追った日本人－一獲千金の夢と南洋進出へ－』岩波新書、2015年、に纏められた。

一連の研究は、聴き取り調査を重視して、大東諸島の島ごとの「開拓や集落パターンのモデル化、プランテーションの実態などについて実証」されている。また、それに止まらず、同諸島の状況を、羽毛や剥製を目的としたアホウドリなどの鳥類や、肥料となる燐鉱を求めて日本人が南洋へ進出、のち侵略した過程の中に位置づけたものである。

本稿の作成にあたって、これらの先行業績に多くを負っていることを記しておきたい。

1. 「会社支配の島々」としての大東諸島

大東諸島は1885年に沖縄県へ編入されたが、1900年に八丈島出身の^{たま}玉置^{おきはん う えもん}半右衛門ら23名の一団が南大東島へ入植するまでは「無人島」であった。玉置は伊豆諸島の鳥島における羽毛の採取を目的とするアホウドリの捕獲により巨利を得て、次の生息地を探すなかで大東諸島に至っている。¹²⁾

郷里である八丈島の人々を使い、南大東島において当初は鳥類を捕獲したものの如何せん生息数が少なく、ジャングルを開墾して甘蔗（さとうきび）の栽培を手掛けた。1915年には甘蔗面積950町歩、開墾総面積は1585町歩に達したと言われ、この段階で同島の開墾はほぼ終了している。

彼は玉置商会を経営しており、農園主として八丈島出身の人々に土地を割当て（1戸あたり2.7町歩から3町歩）原野を無償で開墾させ、その見返りとしてその土地の小作権を付与し、口約束ではあるが30ヵ年を経ると土地は開墾者の所有になる、とした。その段階では国有地であるにもか

12) 平岡昭利『アホウドリと「帝国」日本の拡大－南洋の島々への進出から侵略へ－』明石書店、2012年、160－161頁。

かわらず、である。¹³⁾

南大東島では、八丈島出身の人々、即ち草分けの開拓農民たる「親方」によって開墾が進められ、小作制にて糖業（甘蔗の栽培や製糖）が営まれた。北大東島では、いったん燐鉱業が試みられたが失敗し、1911年には玉置商会の直営によって開墾が進められ、1918年から南大東島と同様の小作制にて糖業が営まれた。なお、北大東島では、1918年から燐鉱業が再開されており、敗戦に至っている。¹⁴⁾

この「玉置商会時代」には、糖業については、主に八丈島から来島した（徐々に沖縄からも増加した）「親方」の下に、沖縄から通常1年半から3年の契約によって来島した「仲間」という契約労働者が従属し、「会社社員」（工場勤務や栽培指導の技師や管理者）－「親方」（小作人かつ雇用者）－「仲間」（契約農業労働者＝農夫）というヒエラルキーが成立している。「仲間」のなかには賃金を貯蓄して、半農半労、ひいては小作となる階層上昇も見られた。

また、北大東島の燐鉱業については、技師などの「会社社員」（「雇員」）－現地採用の「現業員」－燐鉱採掘や運搬に関わる「鉱夫」となっており、非製糖時には、過剰な農夫を鉱夫に振り向けた。¹⁵⁾

これら階層間の対立は根強く、八丈島からの島民と沖縄からの「仲間」層とは数回の衝突事件を起こしている。その背景には、沖縄からの契約労働者に対する賃金差別や移動制限があった。それにも関わらず、契約期間を終えても止まるなどして沖縄出身者は激増し、1926年には、南大東島において全人口の68%を占めるに至った。¹⁶⁾

その後、玉置商会は1916年、神戸に本社を置いた鈴木商店の斡旋によって、東洋製糖に南・北大東島の事業権を引き渡した。これは事実上、土地使用権の売り渡しである。鈴木商店は、神戸の洋糖商から始まり、1917

13) 平岡・同上書 160-162頁。

14) 北大東村誌編集委員会編・前掲注11『北大東村誌』138、153頁。

15) 平岡昭利「大東諸島の開拓とプランテーション経営－その歴史的展開を中心にして－」『人文地理』第29巻3号、人文地理学会、1977年、16-17頁。平岡・前掲注12『アホドリと「帝国」日本の拡大－南洋の島々への進出から侵略へ－』172、186-187頁。

年には三井物産を抑えて売上日本一にまで登り詰めた、当時日本有数の総合商社として名高い。

1917年には、国から南・北大東島の払い下げが玉置商会になされ、半年後に同じ価格で東洋製糖に転売されたが、「共進会」という地元組織による反対運動が起きた。この反対運動は、小作権の継続といった条件で一応の收拾をみるも、これにより南・北大東島は、一家を構えた者もいた開拓島民の手をすり抜けて、東洋製糖の所有するところとなってしまう。これは、「土地所有権問題」として、米軍統治下の1964年、ポール・W・キャラウェイ (Paul Wyatt Caraway) 高等弁務官時代に解決されるまで尾を引くこととなる。¹⁷⁾

さらに、1927年に東洋製糖は大日本製糖に吸収合併され、1943年に大日本製糖は日糖興業に社名変更して、遂に敗戦に至った。

東洋製糖は台湾や九州において手広く製糖事業を展開した鈴木商店のバックアップを受けて創設された会社で、大日本製糖は前身の日本精糖が渋沢栄一の設立にかかり、藤山雷太・愛一郎親子で知られる「藤山コンツェルン」の中核をなす会社である。¹⁸⁾ 南・北大東島、そして次に触れる沖大東島は、言わばその時々¹⁹⁾の日本資本主義の最前線であった。

沖大東島では、いったん鳥類を捕獲しようとしたもの²⁰⁾のかなわず、1911年から燐鉱業に着手された。同島の所有権は、ラサ島燐鉱、同社が改称したラサ工業、ラサ工業が大分県日田郡で日本有数の金鉱山を経営していた²¹⁾鯛生産業に吸収合併された鯛生産業、そして同社が改称した東亜鉱工が所有しており、肥料不況により1929年から1933年まで操業中止、無人島化するというような曲折を経ながら、燐鉱業が営まれている。

沖大東島は、1929年の操業中止まで、女性と子どもが存在しない男性鉱夫ばかりの島であったが、1933年の操業再開を経て、翌1934年には女性鉱夫178名や小児61名が存在するようになった。その後、住民は1945

16) 平岡・同上論文16-17、19-20頁。平岡・同上書172頁。

17) 平岡・同上書164-167頁。

18) 南大東村誌編集委員会編・前掲注9『南大東村誌（改訂）』295頁。

年1月までに全員が沖縄島や奄美大島に疎開しており、再び無人島化している。¹⁹⁾

大東諸島は戦前、最盛期の人口およそ7400人であったが、「自治制の敷かれていない大東島では糖業面ではもち論のこと、学校、病院、陸海の交通、通信、郵便に至るまで総て(会社が運営・)支配し、巡查も会社の要請する請願巡查(那覇署から派遣された)であった。また、紙幣流通も会社発行の『物品引換券』が使用されるなど、さながら会社王国ともいふべき治外法権の島であった」²⁰⁾。

税金は国税・県税ともに負担しており、徴兵にも応じているものの、町村役場がなく、この地に根付こうにも出生、死亡、転籍、あるいは寄留といった手続きができない。どれだけ住んでいても寄留届を出せないの、開拓農民といえども形式的には単なる出稼ぎに過ぎなかった。現住人口はいても戸籍人口は一人もいないのである。

また、「島の最高指導者は製糖会社の所長であり、南大東島の製糖所長は南・北大東島の所長であり最高指導者」²¹⁾という有様であった。甘蔗のプランテーション農業、あるいは甘蔗と燐鉱石のモノカルチャー経済も特徴であると言える。

なお、日本軍は、1944年3月から海軍警備隊が駐留し、同月陸軍第85兵站警備隊が第32軍(沖縄守備軍)に編入されて翌4月から駐留している。さらに、7月には大東諸島守備隊の中核をなす陸軍歩兵第36連隊も第32軍に編入され同月から駐留しており、第85兵站警備隊も同連隊の指揮下に組み入れられている。他に海軍沖縄方面根拠地隊大東島派遣隊が9月に到着して活動を開始した。²²⁾ 沖縄戦においては、たびたび空襲や艦砲射撃を受けたものの地上戦はなく、敗戦に至っている。

19) 平岡・前掲注12『アホウドリと「帝国」日本の拡大－南洋の島々への進出から侵略へ－』192-195、200-201頁。

20) 南大東村誌編集委員会編・前掲注9『南大東村誌(改訂)』297頁。

21) 同上。

22) 南大東村誌編集委員会編・前掲注9『南大東村誌(改訂)』403-411頁。

2. 米軍政下における大東諸島への調査団の派遣と「自治」制度の施行

米軍政下の大東諸島における「自治」は、1946年6月になされた、沖縄民政府による調査団の派遣から始まる。沖縄戦中から戦後にかけて順次、米軍政下に置かれた「琉球弧」（奄美・沖縄・宮古・八重山各群島）は、当時、米国海軍軍政府が管轄していた。沖縄民政府は、沖縄群島の住民による行政機関である。

沖縄民政府からは、5月11日に発出された米国海軍軍政府指令第6号「先島群島行政に関する件」によって、大東諸島と前後する6月10日、先島諸島（宮古・八重山両群島）へも調査団が派遣されている。これは、行政統合調査団で、この動きを受けて旧沖縄県を構成した沖縄・宮古・八重山の3群島において統合案が作成されるなどの動きが進んだものの、後に挫折してしまった。²³⁾

大東諸島は、沖縄群島において、肥料となる燐鉱石や蛋白源としての家畜の豊富さから、その存在がクローズアップされていた。7月17日に行われた米国陸軍軍政府（この年の7月1日に海軍から陸軍に移管された）と沖縄民政府との軍民連絡会議において、前者が「沖縄の宝庫」の筆頭に、「1 大東（燐鉱）」と指摘したほどである。²⁴⁾

大東諸島への調査団は石橋好徳^{いしばしこうとく}知事代理（「農務局長」²⁵⁾）や福島文夫

23) この調査団については、拙稿「島嶼地域『琉球弧』における『自治』再編成という経験－米軍政下の旧沖縄県地域における行政統合問題についての総合的考察を中心に－」（沖縄国際大学沖縄法政研究所『沖縄法政研究』第13号、2010年所収）同書1-41頁を参照のこと。

24) 沖縄県立図書館史料編集室編『沖縄県史料 戦後2 沖縄民政府記録1』沖縄県教育委員会、1988年、128頁。「2 西表（木材・石炭）」、「3 大島（紬）」と続いている。

25) 沖縄民政府には「農務部」はあっても「農務局」はなかった。従って「農務局長」はいないはずである。また、この当時の「農務部長」は比嘉永元であって、石橋ではない。しかし、石橋は、南大東村誌編集委員会編・前掲注9『南大東村誌（改訂）』465頁に収められた彼の文章の中で「当時私は志喜屋孝信知事の下で、農務局長として、敗戦後の沖縄の産業復興に心を砕いていた」と書いている。また、同上書480頁には、大東製糖所理事（所長）から副社長に宛てられた「沖縄軍、民政府来島の件」が収められており、そこには「今般来島の一行は農務部（農林、畜産、農業工務、肥料等）関係者を主とし工務、水産、文教、衛生の各部員と他に中央銀行員二名に之有り、頭書の代表者石橋氏は右農務局長に候」とある。「農務局長」は、あくまでも自称であるのか、大東諸島への出張に際し特別に名乗ることを許された肩書きであるのか分からない。ちなみに、沖縄県立図書館所蔵の『昭和十八年八月一日現在 沖縄県職員録』には、内政部糖業課勤務の地方技師として「高等官六務（等）九級 正七位 石橋好徳」とあり、沖縄県立図書館史料編集室編・前掲注24『民政府記録1』114頁には、1946年7月5日の沖縄民政府部長会議会議録における「石橋農務

農務部員らで、1946年6月8日に出張を命ぜられLST²⁶⁾を用いて移動し、南大東島に上陸したのは同月10日のことだった。一行は米国海軍軍政府の農業部門担当者で軍政官でもあるJ・L・キャトリン(J.L.Catlin)大尉²⁷⁾と同行している。石橋は旧沖縄県庁の糖業課に地方技師として勤務した経歴を有する技術者であって、福島は沖大東島にて燐鉱山を運営していた銅生産業の慶良間鉱業所前所長であった。

調査団の目的は、北大東島や沖大東島の燐鉱の調査とされたが、実際の活動は、大東諸島における政治行政や経済の各方面にわたるものであった。特に大きな役割を果たしたのは、キャトリンによって同月12日に臨時知事代理とされた福島である。

福島臨時知事代理(民政官とも言われた)は「当分の間(…)大東島に駐在し、此れに村制を施き、これが整理に当たるべき旨命ぜられ」²⁸⁾た。彼は支庁長・視学・警察署長が着任する前日である9月10日までの約3ヵ月のあいだ大東諸島にいたことになる。キャトリンと石橋は、統治代行機関として村制施行にあたる福島や軍票交換事務にあたる沖縄中央銀行員2名を残し、6月18日正午過ぎに帰沖した。

福島は、米国海軍軍政府によって6月11日付で接收された、日糖興業の「土地、資産、貯蔵品の一切」の引き継ぎを受けた。そして、翌12日付で、民政府の命により大東諸島に村制を施行している。それは「沖縄民政府告示第4号の1」²⁹⁾をその根拠とするもので、南・北大東村が置かれた。

部技師」の発言が収められている。

26) LSTとは“Landing Ship Tank”の頭文字で、戦車揚陸艦のことである。海岸に乗り上げて人や物資の揚陸ができ、群島間の交通に用いられた。

27) 南大東村誌編集委員会編・前掲注9『南大東村誌(改訂)』465、479頁には、「キャトリン大尉」とある。しかし、1946年6月27日付の“U.S. NAVAL MILITARY GOVERNMENT STAFF ASSIGNMENT AND STATION LIST”(ワトキンス文書刊行委員会編『沖縄戦後初期占領史料 第25巻』緑林堂書店、1994年所収)同書167頁には、“ECONOMICS DEPARTMENT”の“Argiculture Officer”の“Captain”として、“CATLIN,J.L.”との記載がある。本稿においては、この「キャトリン大尉」で統一したい。

28) 南大東村誌編集委員会編・前掲注9『南大東村誌(改訂)』465-466頁。

29) 北大東村誌編集委員会編・前掲注11『北大東村誌』308頁。なお、南大東村は南大東島のみ、「一島一村」だが、北大東村は北大東島と沖大東島から成っている。沖大東島は、北大東島から南大東島を挟み約160kmも南にある。

記念すべき村制の施行＝「自治」制度の施行は、沖縄群島との行政統合が実現したことをも意味している。「開拓以来会社の重圧の下で住民が絶えず待ち望んでいたのは自治制度であり、ここに漸く念願の村制が施行されたことはまさに島の夜明け」³⁰⁾と評されることであった。

福島は米国陸軍軍政府と沖縄民政府に「大東島は南北両島とも日糖興業株式会社の直轄経営にかかるものにして、行政、産業共に会社代表者の掌握せる所なりしを以て、軍政府により接收せられたる以後に於ては、行政機関を設置せざれば本島の治安は維持すべからず。ここに村制を施き、警察を設けるに至れるは右の理由に基づくものなりとす」³¹⁾と報告している。

南大東島については、大日本製糖時代には島内を六カ「村」(池之沢・北・南・新東・旧東・在所)に区分し、公選にて「部落長」を置いてきた。敗戦後は島民の申し合わせによって「村」単位で「自治奉公団」が結成されている。しかし、「自治奉公団」は解消され、福島によって「村」が「区」とされるとともに「部落長」が「区長」に任命された。³²⁾

北大東島については、大日本製糖時代には島内を五つの「部落」(池之沢・西村・南村・東村・丸山)に区分し、公選にて「部落長」を置いてきた。敗戦後は「自治組織」にて「治安の維持」に努めていたという。しかし、福島によって「部落」が「区」とされるとともに「部落長」が「区長」に任命された。³³⁾

福島は、6月15日には伊佐永久を南大東村長に、前城嘉達を北大東村長にそれぞれ任命した。それは先に福島によって任命された区長の推薦に基づくもので、一定の民意が反映していたと言える。米軍政府側はこの両村長の選出を「最初の選挙」と捉えていた。

伊佐は南大東島新東区長であり、前城は日糖興業大東島製糖所北大東出張所経理責任者であった。伊佐は助役に護得久朝俊、収入役に小宮山勇松を、前城は助役に仲本良楷、収入役に西銘安吉をそれぞれ選任し、課と課

30) 南大東村誌編集委員会編・前掲注9『南大東村誌(改訂)』486頁。

31) 南大東村誌編集委員会編・同上書466頁。

32) 南大東村誌編集委員会編・同上書466、479頁。

33) 北大東村誌編集委員会編・前掲注11『北大東村誌』310-311頁。

長を置くなど村役場の陣容を整えた。彼らの初仕事は村役所³⁴⁾の確保であり、まさにゼロからのスタートだったと言える。1946年の段階で、南大東村役所は庶務・産業・財務・商務の4課25人体制を取り、北大東村役所は庶務・産業の2課12人体制を取っていた。³⁵⁾

村財政は、1946年と1947年については、米国陸軍軍政府からの配給物資を村売店で販売した利益のみによって賄われていたが、1948年からは、可耕地税賦課税と漁船税賦課税が課されている。³⁶⁾

3. 大東諸島における「自治」の展開

沖縄民政府は、1946年7月11日に、行政事務を掌握統制するために南・北大東村を管轄区域とする大東支庁 (Daitos Branch Administration) を新設するに至る。米国陸軍軍政府の命によるもので、南大東島に置かれた。

同年6月28日から、米国海(陸)軍軍政府と沖縄民政府との軍民連絡会議や民政府部長会議において、南・北大東村の上位組織について議論がなされている。7月9日には、「大東に総務を置き仲本樽金氏と渡口麗秀氏に決定した」³⁷⁾と記録に残されているが、同月11日には、総務ではなく、前述のように大東支庁が設置された。また、同月19日の部長会議において、又吉総務部長が「大東支庁長になるべき人物を推薦されたい」³⁸⁾と発言しており、総務から支庁に変更されたのみならず、仲本や渡口からも大東島行きを断られてしまったようである。両者は旧沖縄県庁らしい地方行政畑を歩んだ人物であった。

このように、支庁は設置されたものの人事が難航し、実際に石橋好徳支庁長、兼城賢かねしろけんしょう松おやかわこうはん視学、親川光繁てんがんとしきだ鋤課長、そして天願俊貞大東警察署長が南大東島に着任するのは、9月11日のことであった。この時には、民政府

34) 日本復帰前、町や村には「役場」ではなく、「役所」が置かれていた。

35) 南大東村誌編集委員会編・前掲注9『南大東村誌(改訂)』466、488、524頁。北大東村誌編集委員会編・前掲注11『北大東村誌』308、310頁。

36) 南大東村誌編集委員会編・同上書535頁。

37) 大東諸島に、沖縄群島と同様、総務(以前の地方総務)を置く、との意である。沖縄県立図書館史料編集室編・前掲注24『民政府記録1』119頁。

38) 沖縄県立図書館史料編集室編・同上書130頁。

の又吉康和総務部長も同行している。石橋らは、着任の翌日には北大東島を視察した。³⁹⁾ 民政府知事と同額の月俸 1000 円を取った石橋は、旧沖縄県庁では内政部糖業課勤務の地方技師であって、いらい技術畑を歩んだ人物である。1947 年 7 月現在、支庁の「本庁」には 14 名が在籍していた。⁴⁰⁾

大東支庁が存続した 1948 年 3 月 31 日までのあいだ、大東諸島には諸島レベルの議会はなく、同諸島から沖縄議会に代表を送ることもなかった。

村レベルの議会としては、まずは議決機関ではなく村長の諮問機関としての村政委員会が設置されている。その根拠は、1946 年 5 月 9 日付で民政府総務部長が発出した沖行 5 号「市町村政委員会設置に関する件」で、市町村政の運用を円滑ならしむることが目的であった。戦前の市町村会議員が就任するものとされ、定数も基本的に戦前の市町村会と同じである。⁴¹⁾

南・北大東村は、先に見た通り戦前には議会が未設置だったため、村政委員は新たに選任されている。南大東村の村政委員は 12 名で、1947 年 1 月 13 日に 19 名の立候補者の中から選挙された。北大東村の村政委員は 12 名で、1946 年 10 月 25 日の各区長による推薦報告によって選任されている。1947 年 3 月 5 日には南大東村の、1946 年 12 月 14 日には北大東村の、それぞれ第 1 回の村政委員会が開催された。⁴²⁾

1948 年 3 月に村会議員選挙が行われて村会が設置されるまで、南大東村の村政委員会は、1947 年 3 月、5 月、そして 9 月の 3 回にわたって開催されている。これに対して、北大東村の村政委員会は、1946 年 12 月 14 日に第 1 回が開催された後は、翌年 2 月 4 日に「第一回村政委員会議事報告」が、石橋支庁長と親川燐鉦課長の同席で開かれていることが分かっているのみである。⁴³⁾

39) 南大東村誌編集委員会編・前掲注 9『南大東村誌（改訂）』489 頁。北大東村誌編集委員会編・前掲注 11『北大東村誌』313 頁。

40) エドワード・フライマス (Edward Freimuth) コレクション “SUMMATION OF MILITARY GOVERNMENT ACTIVITIES IN THE DAITOS ISLANDS JANUARY TO JULY 1947” in “Background Information Booklet: Area Studies Islands off Okinawa”(沖縄県公文書館所蔵・資料コード 0000025311)。日付なし。「大東事業士官」(Daitos Project Officer) フィル・R・ガーン (Phil R. Garn) 中尉名義。

41) 南大東村誌編集委員会編・前掲注 9『南大東村誌（改訂）』524 頁。

42) 南大東村誌編集委員会編・同上書 524 - 525 頁。北大東村誌編集委員会編・前掲注 11『北

南大東村の第1回村政委員会の協議内容、即ち村長の諮問事項は、食糧配給について、①農家、準農家、非農家査定に関する件、②査定基準であった。村政委員だけで協議することは少なく、ほとんどが区長や農会総代を交えてのものだったという。⁴⁴⁾

また、北大東村の第1回村政委員会の協議内容、即ち村長の諮問事項は次のようなものであった。①軍放出物資の配給基準や方法。カロリー計算や運搬方法。②南大東村よりの酒や砂糖の個人買い出し禁止。但しお土産程度の砂糖一貫匁、酒一升以内内容認するように南大東村へ協力要請。③牛・豚・魚等島内産物の価格決定。④村の収支計算書について歳入・歳出予算審議承認。⑤農産物(タピオカ)の苗木や金肥の移入。⑥酒の卸小売価格の南大東村との協定。⑦燐鉍部の労賃・労牛賃等の協定。⑧島内産建築資材(松・木麻黄)代金徴収。⑨農具修繕協力依頼に伴う村有林の立木提供及び製作費の協定。⑩選挙管理委員の任命。⁴⁵⁾

旧沖縄県地域に行政統合問題が持ち上がり各群島において議論が進み統合案が作られていった時に、大東諸島には史上はじめて村制が施行されるとともに沖縄群島と行政統合され、新時代の「自治」が動き出していたのである。

4. 大東諸島の資源と政治行政

沖縄近現代史において、端的に言えば、南大東島は糖業の島であり、北大東島と沖大東島は燐鉍業の島である。南大東島においては、沖縄戦のため製糖工場が破壊され糖業の継続が不可能となるとともに、海上交通が封鎖され食糧不足となった。

そのため、敗戦後にかけて、甘蔗を基幹とする農業から、甘藷(さつま

大東村誌』377-378頁。このうち、南大東村の第1回村政委員会について、南大東村誌編集委員会編・同上書489頁の年表には、1947年1月27日に「第一回村政委員会が開かれ島内物資の公定価格を決定」とある。本稿では、同書525頁に「第一回村政委員会」として議事録の残されている同年3月5日を第1回の村政委員会開催日としたい。

43) 南大東村誌編集委員会編・同上書489頁。北大東村誌編集委員会編・同上書314、378-379頁。

44) 南大東村誌編集委員会編・同上書525頁。

45) 北大東村誌編集委員会編・前掲注11『北大東村誌』378-379頁。

いも）・麦・キャッサバ（タピオカ）といった作物を主体とする農業への転換を余儀なくされている。⁴⁶⁾

ところが、1945年12月に旧日本軍の大東諸島守備隊が引き揚げると人口が激減し、それまでの食糧不足から転じて食糧過剰となった。牛・豚・山羊・鶏といった家畜の増殖が盛んになり、これが沖縄群島にまで知られ一躍「家畜の島」として有名となっている。当時としては貴重な蛋白源を求めて、大東諸島に来島する者もいた。⁴⁷⁾

こうした状況を背景として、沖縄民政府によって村制の施行＝「自治」制の施行がなされたと言える。1946年6月の村制施行＝「自治」制施行の直前に日糖興業の「土地、資産、貯蔵品の一切」が米国海軍軍政府に接收され、同社社員は南大東村農業組合や南・北大東村役所に分散していたものの、10月に「本土」へ引揚げた。

これが半世紀弱の会社によるプランテーション的農業経営から自営農民による自主的農業経営へと変わる嚆矢である。三層構造の最上層が抜けたことになり、そのせいもあってか一時的に「親方」と「仲間」との対立が露骨になり騒然としたが、生活が安定するにつれて状況は和らいで行った。⁴⁸⁾

余剰作物・家畜は日用雑貨品と交換するなどして島民生活もやや向上の傾向を見せたが、1948年頃から麦類に「赤サビ病」が蔓延し、収穫量が著しく減少するなどの危機を迎えた。1947年4月から南大東村農業組合が島内の残存蔗茎を使って黒糖や白下糖の製造に着手し、製糖業も漸く復活の兆しを見せている。⁴⁹⁾

これに対して、北大東島については、戦前以来の燐鉱業が敗戦直後から脚光を浴びたが、沖大東島については、沖縄戦の際に燐鉱山の従業員や家族が全て疎開しており敗戦によって旧日本軍も引揚げてしまい無人島だった。

燐鉱業が脚光を浴びたのは、戦後の食糧不足を背景に、肥料増産が求め

46) 南大東村誌編集委員会編・前掲注9『南大東村誌（改訂）』540頁。

47) 同上。

48) 平岡・前掲注15「大東諸島の開拓とプランテーション経営－その歴史の展開を中心にして－」21頁。南大東村誌編集委員会編・前掲注9『南大東村誌（改訂）』540頁。

49) 南大東村誌編集委員会編・前掲注9『南大東村誌（改訂）』540-541頁。

られたためである。日糖興業は1945年中に東京の連合国軍最高司令官総司令部（GHQ／SCAP）へ北大東島からの燐鉱の「輸入」を願い出て、翌1946年1月に正式に許可が下りた。同年2月に第1回の積取船が来島して3250トンを出したのを皮切りに、6月の村制施行まで1万3222トンを出している。こうした状況を背景として、沖縄民政府による村制施行＝「自治」制施行がなされたのであった。⁵⁰⁾

石橋支庁長の一行は、1946年9月11日に着任したが、その翌日の12日に北大東島へ来島している。そのうちの一人である親川燐鉱課長は、技術者速成のための工業技術員養成所教頭であり、同校の卒業生20名を引率して北大東島に赴任するよう突然命令を受けて驚いたが、仕方なく1年の約束で引き受けた。⁵¹⁾

他には、燐鉱の専門家として大日本製糖時代以来の燐鉱山の責任者である大友正雄おおともまさおや分析係の親川松五郎ごま しょうごろうがおり、後に儀間朝恒ぎま ちようこうが来島した。12月⁵²⁾には米軍政府から責任者としてフィル・R・ガーン（Phil R. Garn）隊長（中尉）が技術者や通訳など4名を連れて着任している。⁵³⁾

親川燐鉱課長が率いる燐鉱課は、職員23名と作業員181名の計204名を擁しており、その規模は職員だけで支庁の「本庁」をしのぐ。⁵⁴⁾ ガーンはGHQ／SCAPに1ヵ月あたり7500トンを引き渡すことを約束していた。北大東島の燐鉱は埋蔵量140万トンと推定され、戦前に出したのは70万トン余りである。⁵⁵⁾

ガーンらの来島に伴い、ブルドーザー（6台）、スクレイパー（数メートルのへら状をした装置が付けられた建設機械／3台）、パワーショベル（3台）、ベルトコンベアー、粉碎篩別機、移動式ドライヤー、トラック、削岩機、ウインチなど多くの米国製大型機械が導入された。しかし、従来の

50) 北大東村誌編集委員会編・前掲注11『北大東村誌』401頁。

51) 北大東村誌編集委員会編・同上書402頁。

52) 注40で掲げた米国陸軍政府側の史料によれば、1947年1月となっている。

53) 北大東村誌編集委員会編・前掲注11『北大東村誌』402頁。

54) 注40に同じ。

55) 注50に同じ。

燐鉱石採掘法は階段式露天堀で、ツルハシ、ジョレン（土砂や生コンなどを掻き寄せる鍬のようなもの）、バイスケ（割り竹や縄で編んだ籠）、トロッコといった機具による手掘り作業を通して良鉱を選鉱するというものである。米国製大型機械はこうした北大東島の实情に適しないために大半は使用されなかった。戦前に手掘りによって各地に集積してあった低品位の鉱石をブルドーザーで耕起し、日乾してスクレイパーで運搬する作業が主であった。⁵⁶⁾

西表島の木材伐採と同様に米軍政府の直轄事業という形を取り、鉱業所は親川燐鉱課長の上に石橋支庁長がいるものの、さらにその上に米国人がいて、総指揮官はガーン隊長という構造である。

燐鉱業は活況を呈し、1949年10月には「年産二万トンの北大東島燐鉱は琉球最大の輸出品」⁵⁷⁾と言われて20万ドルを稼いだと報じられた。敗戦時人口745人であった北大東島には疎開先から戻る者や南大東島から移住する者も多くなり、同じ1949年には1256人に達したということである。1946年には1万9752トン、1947年には9540トン、そして1948年にはこの時期の最高である2万9406トンの燐鉱石を積出している。ブルドーザーといった大型機械による採掘もなされたが、手掘りのように良鉱だけを選鉱するわけにはいかず、燐酸分が低く品位の悪い燐鉱石を積出すこととなり、これが後に日本において販路に苦しむ原因となった。⁵⁸⁾

5. 燐鉱と大東諸島の政治行政

1947年7月2日、米国陸軍軍政府と沖縄民政府との軍民連絡会議において、燐鉱業所のガーン隊長から「南北両村があるから其上に役所（支庁）は必要ない」との意向が示されたことが明かされた。この段階では、軍政府司令部は「軍政府として公に取上げたのではない」としている。⁵⁹⁾

これに対して、沖縄民政府の又吉康和総務部長は「軍政府の命により大

56) 北大東村誌編集委員会編・前掲注11『北大東村誌』402-403頁。

57) 「輸出品の首位 大東のりん鉱 かせいだ二十万ドル」『沖縄タイムス』1949年10月13日。

58) 北大東村誌編集委員会編・前掲注11『北大東村誌』403-404頁。

59) 沖縄県立図書館史料編集室編・前掲注24『民政府記録1』381-382頁。

東(支)庁を置いたので急に人事につき変動すると人心が動揺する恐^マがあります」が、同月5日の軍民連絡会議において志喜屋孝信知事は「大東支庁の職員を現在より減ずると仕事に支障を来しますが」とそれぞれ発言し、困惑を隠さなかった。⁶⁰⁾

同月9日の軍民連絡会議において、石橋支庁長は「ガーン氏の云うように警察(21名)と衛生部(30名)は職員を減じて良い」が、「支庁の仕事はガーン氏には分からないから困る」。支庁には「現在十五人は居るが減らすことは出来ない」と発言している。⁶¹⁾

これを受けて、軍政府司令部は「此の件につきましては未だ公にされて居ない」としつつも、「燐鉱が大事で最小限度の費用で最大限の利益を挙げなければならない」ことから、「ガーン氏の云う通り大東は村でやっていくことと思う」ので「支庁は必要でない」との意向を示した。⁶²⁾

また、同じく軍政府司令部からは、「最初軍政府案と民政府案とが異な^マって居た。軍政府では工務(燐鉱採掘)に重点を置き民政府では行政に重きを置いて居た」との見解が示され、状況は支庁の廃止に向けて一歩進んだと言える。石橋は「ガーン氏は支庁が如何なる仕事を行なっているかを知っていない」と食い下がったが、軍政府司令部は「レートン中佐(総務部長)が帰府して後各関係部が問題にすれば取り上げられるが、今(…)は斯ることを問題にせんとするものではない」といなした。⁶³⁾

その後、軍政府司令部は、同月18日の軍民連絡会議において「(石橋と)ガーン氏と(は)意見が異なっているが、不必要なところは整理したら如何です」、同じく同月29日の軍民連絡会議において「大東支庁の職員に就いては(…)出来るだけ最小限度に切りつめる方針である」とじわじわ民政府を追い詰めている。⁶⁴⁾

ガーンは“SUMMATION OF MILITARY GOVERNMENT ACTIVITIES

60) 沖縄県立図書館史料編集室編・同上書 381、385 頁。

61) 沖縄県立図書館史料編集室編・同上書 388 頁。

62) 沖縄県立図書館史料編集室編・同上書 388 - 389 頁。

63) 沖縄県立図書館史料編集室編・同上書 389 頁。

64) 沖縄県立図書館史料編集室編・同上書 402、407 頁。

IN THE DAITOS ISLANDS JANUARY TO JULY 1947”において、「(大東諸島の)人口は当地の全ての政府構造を正当化するのに十分な多さではない」「その上、1ヵ月につきおよそ15000円の予算が費やされているようだ」と指摘した。⁶⁵⁾

これに対して、8月19日の軍民連絡会議において、志喜屋知事は「石橋支庁長が誤解していました。ガーン様はエンジニアだけで行政方面の監督をして居るとは思わなかったとのことであります」と防戦に努めるも、同月22日の軍民連絡会議において、又吉総務部長はとうとう石橋が辞意を漏らしたことを明かした。既に7月には辞任するよう求められていたとの指摘もある。⁶⁶⁾

9月になると、12日の部長会議において、又吉は「トラブルがあったことは事実である」とし、「ウィルソン、レートン両中佐、知事、副知事が協議することとなって居る」と示した。そのうえで、「吾々の案は、第一、行政と鉱業は切り離したい。第二、各部担当に返^マえす。吾々は第一案を採用したいと思う」と何とか支庁を残す方向を模索している。同じ12日の軍民連絡会議において、又吉が「大東は縮小しようと思います。石橋支庁長は辞めて後任に助役を挙げたいと思います」と表明し、同月17日の軍民連絡会議において、同じく又吉が「石橋氏は辞表を出した」と幕引きを図った。⁶⁷⁾

ところが、同じ17日の軍民連絡会議において、軍政府司令部は「ガーン様が此件について真剣に持ち出して居る。行政と燐鉱とを別けて燐鉱は工業部に属せしめ民政府経営にしたい」と民政府とは異なり「行政と燐鉱とを分けて各部担当に返す」構想を示し、「ガーン様は支庁長も不必要と云って居る」と突き放した。しかし、同月19日の軍民連絡会議において、又吉は「大東の行政縮小の件について説明」し、「北大東の食糧も南大東から補給するから南北大東一の行政下に置いた方がよいと思います」とな

65) 注40に同じ。

66) 沖縄県立図書館史料編集室編・前掲注24『民政府記録1』426、433頁。

67) 沖縄県立図書館史料編集室編・同上書453-454、456、460頁。

おも食い下がった。⁶⁸⁾

その後、5ヵ月ほど経った1948年2月11日の軍民連絡会議において、又吉は「大東島の施設の完備する迄後一年間は支庁長を置きたい」と発言して条件闘争の様相を見せ、これに対して軍政府司令部は「支庁を廃止して連絡員を置きたい。燐鉱は切り離して軍(民?)事業にしたい」とにべもなかった。⁶⁹⁾

南・北大東村では、1948年3月14日には村長選挙が、その1週間後の21日には村会議員選挙が、それぞれ行われている。沖縄群島の他の市町村と比べて1ヵ月以上も遅れて実施された。

南大東村長には無投票で現職の伊佐永久⁷⁰⁾が、北大東村長には現職の前城嘉達と新人で助役の仲本良楷の一騎打ちとなりこちらも現職の前城嘉達⁷¹⁾が当選している。

北大東村長選は372人の有権者が全員投票し、投票率は100%であった。⁷²⁾南大東村議選は定員12名のところ15名が立候補し、投票率は93.75%である。20代や30代の当選者がおり、12名のうちの4名が村政委員出身であった。⁷³⁾北大東村議選は定員12名で、立候補者は不明であるが、これもまた投票率は100%である。当選者は20代2名、30代7名、40代2名、50代1名という若い議会であって、12名のうちの村政委員出身は1名のみであった。⁷⁴⁾

議決機関としての村会がないという変則的な村制がより民主的なものになったことを受けて、二代目支庁長の比嘉準栄前助役が率いていた支庁は、3月31日を以って廃止されている。

68) 沖縄県立図書館史料編集室編・同上書460、462、465頁。

69) 沖縄県立図書館史料編集室編・同上書604頁。

70) 沖縄戦後選挙史編集委員会編『沖縄戦後選挙史 第二巻』沖縄県町村会、1984年、635頁。

71) 沖縄戦後選挙史編集委員会編・同上書645頁。

72) 沖縄戦後選挙史編集委員会編・同上書648頁。

73) 沖縄戦後選挙史編集委員会編・同上書638頁。

74) 沖縄戦後選挙史編集委員会編・同上書648頁。

おわりに

まず、なぜ米軍政下において大東諸島に「自治」制度が施行されたのか。

戦前の大東諸島は、最盛期で人口およそ7400人を擁していたが、玉置商会・東洋製糖・大日本製糖・日糖興業（南・北大東島）やラサ島燐鉱・ラサ工業・鯛産業・東亜鉱工（沖大東島）といった糖業プランテーションや燐鉱業を経営する会社が全ての土地の所有権を持ち、徴税あるいは砂糖の等級を定めるための品質や容器の検査といった一部を除いた政治行政機能を代替したり負担したりしていた。

十五年戦争の敗戦後、燐鉱石や家畜の島として大東諸島が脚光を浴び、それまで一部を除いて政治行政機能を代替したり負担したりしていた日糖興業の「土地、資産、貯蔵品の一切」が米国海軍軍政府に接収されたため、「自治」制度を施行せざるを得なかったと言える。

それから、大東諸島の「自治」はどのような内容のもので、背景には何があったのか。

米軍政下においては、奄美・沖縄・宮古・八重山の4群島が、それぞれ分離して統治された。こうして、「琉球弧」は全般として、「分権」的な政治行政を基調にすることとなったが、これに対して大東諸島は「自治」制度の施行とともに沖縄群島に統合され、「集権」的な政治行政を経験することとなった。

具体的には、まず南大東島には南大東村が、北大東島と沖大東島には北大東村が置かれ、その後でさらに南大東島には沖縄民政府大東支庁が置かれ、大東諸島を管轄した。南大東村は南大東島のみ「一島一村」だが、北大東村は北大東島と南大東島よりもさらに約160kmも南の沖大東島から成っている。

南・北大東村は地理的に分けられているのではなく、前者は糖業の盛んな地域で後者は燐鉱業の盛んな地域という特徴によって、言い換えれば資源によって分けられた、あるいは「交通等の関係上」分けられたと思われる。

南・北大東村の村長は、当初はいわば間接公選で選任され、後に公選が行なわれた。また、議会にあたるものとして当初は村政委員が選任された

が、後に公選によって村会議員が選ばれ議決機関として村会が設置されている。

支庁長は沖縄民政府から「農務局長」が派遣され就任しており、支庁の下には燐鉍課が置かれていた。奄美群島の北部南西諸島軍政府や先島諸島の南部琉球軍政府のような米国海(陸)軍軍政府の出先機関は置かれなかったが、北大東島に燐鉍所の責任者として隊長(中尉)が率いる技術者や通訳などの一隊が駐在し、それが支庁の監督をもする形をとっている。

隊長と支庁長の対立があり、隊長の強い意向が通り、支庁は燐鉍業との兼ね合いで主に経済効率を問題とされて廃止された。総じて米軍政府は燐鉍業を重視し、民政府は行政を重視したといえることができる。

何れにしろ、戦前期における沖縄出身者の激増が背景にあり、三層構造の最上層が引き揚げたのと同時期に「自治」制度が施行されたことを受けて、「自治」の進展は即ち、「沖縄化」の進展を意味していた。

また、大東諸島における「自治」は、どのように位置づけることができるのか。

大東諸島の「自治」は、米軍政下の「琉球弧」政治行政史のなかで特異な位置を占めた。他の地域と違って「分離」というよりも「統合」を、「分権」というよりも「集権」を、「排除」というよりも「包摂」を、さらに「抑圧」というよりも「解放」を、それぞれ特徴とすると言える。

また、大東諸島は「琉球弧」のなかで突出して資源に恵まれたことから、戦前においては「自治」を遠ざけた資源の存在が、米軍政下において「自治」制度をもたらしたことを始めとして、その政治行政を左右した。米軍政下の「琉球弧」において「資源を軸とする『自治』を経験した唯一の地域」であったといえることができる。

さらに、大東諸島における「自治」の基盤となる社会経済構造や土地利用方式は如何に変容したのか。

そもそも、戦前の沖縄群島においては、土地集積は進んでいなかったが、大東諸島においては、土地は全て会社が所有しており、土地集積の究極の形態であった。

米軍政下において「会社支配の島々」から脱し、「自治」制度が施行されたが、日糖興業の「土地、資産、貯蔵品の一切」は、米国海軍軍政府に接収されており、住民に解放されたわけではない。土地所有方式については、「会社」から「米軍」へ主体が移されたに過ぎず、根本的な変化には至らなかったのである。

要するに「土地所有権問題」は未解決のまま、日本「本土」占領で言うところの「農地改革」にあたるものは無かった。「自治」制度は施行されても、沖縄群島を始めとする他の3群島と同様、民主化は不徹底であったと言わざるを得ない。

ただ、日糖興業の「土地、資産、貯蔵品の一切」が米国海軍軍政府に接収されたことは、半世紀弱の会社によるプランテーション的農業経営から自営農民による自主的農業経営へと変わる嚆矢となった。また、甘蔗を基幹とする農業から、甘藷・麦・キャッサバといった作物を主体とする農業への転換を余儀なくされており、社会経済構造に一定の変化をもたらしたと言える。

「自治」制度については、「開拓以来会社の重圧の下で住民が絶えず待ち望んでいた」もので、「まさに島の夜明け」と評されたが、その基盤となる部分の改革は不十分だったのである。

主要参考文献

沖縄戦後選挙史編集委員会編『沖縄戦後選挙史 第二巻』沖縄県町村会、1984年。

沖縄戦後選挙史編集委員会編『沖縄戦後選挙史 第三巻』沖縄県町村会、1985年。

沖縄県立図書館史料編集室編『沖縄県史料 戦後3 沖縄民政府記録2』沖縄県教育委員会、1990年。

奥平一『大東島の歩みと暮らし－北大東島を中心に－』ニライ社、2003年。

照屋榮一『沖縄行政機構変遷史』私家版、1984年。

中井精一他編著『南大東島の人と自然』南方新社、2009年。

百瀬孝 (伊藤隆監修) 『史料検証 日本の領土』河出書房新社、2010年。

森田芳雄 『ラサ島守備隊記』文研出版、1968年。

沖縄県知事官房文書課編 『沖縄県勢要覧 昭和十七年版』沖縄県知事官房文書課、1943年 (沖縄県立図書館郷土資料室所蔵)。

エドワード・フライマス (Edward Freimuth) コレクション “Report of Trip to Kita Daito” in “Background Information Booklet : Area Studies Islands off Okinawa” (沖縄県公文書館所蔵・資料コード 0000025311)。1947年3月18日付。米国陸軍軍政府経済部ロバート・W・スコット (Robert W. Scott) 少佐名義。

付記) 本稿において史料の引用に際しては、旧仮名遣いは新仮名遣いに、旧字体の漢字は新字体の漢字にそれぞれ直した。読み辛い場合に限り、句読点を補った箇所もある。さらに、引用文内において丸括弧を使って補った部分は、文中に「ママ」と明示した箇所を除いて、全て引用者によるものである。